

## 岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和6年4月9日

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会  
委員長 竹林靖哲

### 1 目的

岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和7年1月31日まで
- (4) 概算予算額 総額 1,950,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)  
本契約に係る契約保証金の種類は、次のうちいずれかとする。  
①契約保証金の納付、②有価証券の提供、  
③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に搭載され、「役務」部門の業種「観光、旅行」業種細区分「観光、旅行業務」に登録があること。登録されていない場合は、企画競争参加申請書の提出時に、別紙のとおり有資格者名簿の登載に必要な書類と同等の書類(以下「名簿登載書類」という。)を提出すること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止または指名留保期間中でないこと。
- (4) 旅行業法第3条に定める旅行業の登録を受けていること。
- (5) 令和元年度以降に、自治体もしくは観光協会、観光地域づくり法人(DMO)等から委託を受け、関西圏を発着地とした旅行商品を造成・催行した実績があり、かつ、

一回の委託契約額が2（4）で示した額以上であること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和6年5月1日（水）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和6年4月17日（水）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和6年4月22日（月）
企画提案書等の提出	令和6年4月23日（火）～ 令和6年5月1日（水）正午まで必着
ヒアリングの実施	実施しません。
審査結果の通知	別途、通知します。

#### 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページからダウンロードすること。

事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度  
ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

#### 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

##### （1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託」とし、「岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託に係る企画競争」に係る質問書（様式3）に質問事項を記載し、岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）（岡山市プロモーション・MICE推進課内）へ提出すること。なお、送信後、電話（岡山市プロモーション・MICE推進課 086-803-1333）により、着信の確認を行うこと。

電子メール：promotion@city.okayama.lg.jp

##### （2）回答方法

岡山市ホームページへ掲載する。

事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度  
ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

#### 7 企画提案書の提出

##### （1）提出方法

事務局（岡山市プロモーション・MICE推進課内）宛に、「岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留若しくは簡易書留により郵送又は持参すること。

(2) 提出書類

ア 企画競争参加申請書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

(ア) 原則としてA4版・縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷とする。

(イ) 企画提案書は、30ページ以内とし、ページ番号をつけること。

(ウ) 作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えないが、ページ数に含む。

(エ) 仕様書(案)を熟読するとともに、企画提案書(様式2)を確認して、提案者の概要、業務基本方針、類似業務の実績、別添「仕様書(案)」に定める業務内容、本業務の実施体制及び実施スケジュールを具体的に記載すること。

※業務基本方針については、本業務の目的を実現するため、業務を実施するうえでの基本的な考え方を記載すること。

※仕様書(案)記載の4(3)モデルコースの造成については、委託期間中に提案するものであり、企画競争時の提案は不要である。

ウ 経費の見積書

様式は自由(企画提案書のページ数には含まない)。

すべての業務に係る経費について、積算の根拠がわかるようできる限り詳細なものとする。

(3) 提出部数 各11部

ア 社名、代表者印のあるもの1部(正本)

イ 社名、代表者印のないもの10部(副本)

※企画競争参加申請書(様式1)は正本1部のみの提出で可。

※副本には、提出するすべての書類において、社名や代表者名がわかるような表記はしないこと。

(4) 注意事項

ア 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。

イ 仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

ウ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されない。

エ 提案書の提出後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)の構成員で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

ア 実行委員会は、提出書類により審査項目について審査を行う。

イ 実行委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提

案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

- ウ 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、業務の内容の審査点が上位の者を最適な提案者として特定します。審査した結果、得点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しない。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングは実施しない。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に実行委員会の構成員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 提出書類の審査の結果、得点が60点未満の場合
- カ 見積額が概算予算額を超過している場合
- キ その他実行委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

実行委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法に準じて契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却する。返却希望の有無について、企画競争参加申請書（様式1）に記載すること。
- (4) 企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、令和6年5月1日（水）正午までに書面（任意様式）を事務局（岡山市プロモーション・MICE推進課内）に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合も令和6年5月1日（水）正午必着とする。

- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に準じて開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に準じて実行委員会が行う。
- (10) 契約にあたっては、提案内容と齟齬がある事項を除き、公示の際に提示している契約書（案）の内容を採用する。

**【提出先・問い合わせ先】**

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会事務局

（岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課内）

担当：宮原、松浦

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：（086）803-1333

FAX：（086）803-1871

電子メール：promotion@city.okayama.lg.jp